



平成 30 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 ト レ ン ダ ー ズ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 岡 本 伊 久 男  
(コード番号 6069 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 田 中 隼 人  
T E L 0 3 ( 5 7 7 4 ) 8 8 7 6

## 第 7 回新株予約権の発行中止並びに有価証券届出書の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日付「第三者割当による第 7 回新株予約権の発行に関するお知らせ（行使価額修正条項付新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行）」にてお知らせしましたとおり、同日付の取締役会にて第三者割当による第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。平成 30 年 10 月 1 日付の取締役会において、本新株予約権の発行を中止すること並びに提出した有価証券届出書を取り下げることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株予約権の発行中止並びに有価証券届出書の取下げの理由

当社は、本新株予約権の発行にあたり、平成 30 年 9 月 14 日付で「有価証券届出書」を関東財務局長へ提出しておりましたが、平成 30 年 9 月 26 日付「主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、大量保有報告書にかかる変更報告書（報告義務発生日：平成 30 年 9 月 19 日）が EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）に掲載されたことにより、主要株主の異動を確認し、平成 30 年 9 月 26 日付で主要株主の異動にかかる臨時報告書を提出しました。

その結果、本新株予約権の発行にかかる有価証券届出書の内容に変更が生じることとなったため、当該有価証券届出書の訂正届出書の提出が必要になりましたが、訂正届出書提出日から効力発生予定日までの待機期間が「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年大蔵省金融企画局）」の「B 基本ガイドライン」の 8-4 のニに定める 3 日間（行政機関の休日の日数は算入しない。）を確保することができなくなったため、本新株予約権の発行を中止するとともに有価証券届出書を取り下げるものであります。

#### 2. 今後の見通しについて

当社は、今回、本新株予約権の発行を中止いたしますが、当社の事業運営には影響はありません。

なお、当社グループの事業の競争力を強化していくためには、資金調達により機動的な手元資金を確保することが重要であると認識しております。今後、改めて資金調達について検討するとともに、決議した際には速やかに公表いたします。

(ご参考)

発行を中止した本新株予約権の内容

(1)	割当日	平成 30 年 10 月 1 日
(2)	新株予約権の総数	4,000 個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 2,624,000 円 (本新株予約権 1 個当たり金 656 円)
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 400,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 2,047 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 400,000 株です。
(5)	資金調達額	1,160,224,000 円 (差引手取概算額) (注)
(6)	行使価額及びその修正条件	当初行使価額 2,924 円 行使価額は、平成 30 年 10 月 2 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92% に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	みずほ証券株式会社 (以下「割当予定先」といいます。) に対する第三者割当方式
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約 (以下「本割当契約」といいます。) を締結する予定です。本割当契約において、①当社は、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、②当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、並びに③割当予定先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上